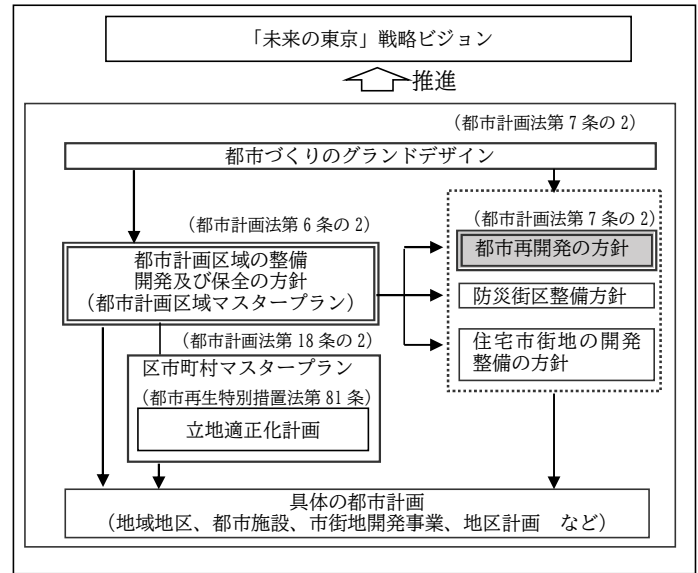


## 都市計画課

### 東京都市計画都市再開発の方針（案）について

#### 1 都市再開発の方針について

都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3第1項及び第2項に基づくもので、都市計画法第7条の2第1項第1号により都市計画として定めるものです。市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランであり、「未来の東京」戦略ビジョンで示す方向性や都市づくりグランドデザイン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を実効性のあるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として東京都が定めます。



< 都市再開発の方針の位置づけ >

都市計画区域マスタープランなどの他の方針と同様に、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの個別の都市計画の上位に位置付けられているものです。なお、当方針は平成27年3月策定の現行計画を改定するものです。

#### 2 方針に定める事項

- 1号市街地：計画的な再開発が必要な市街地（中枢広域拠点／新都市生活創造域）  
<都市再開発法第2条の3第1項第1号> 【区部全域】
- 2号地区：1号市街地のなかで、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当（再開発促進地区）規模の地区<都市再開発法第2条の3第1項第2号> 【区内17地区】
- 誘導地区：1号市街地のうち、2号地区に至らないが、今後、再開発の機運の醸成等を図り再開発に関する公共及び民間の役割を明確にしていくべき地区 【区内1地区】

#### 3 原案からの主な変更点（港区に関する部分）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）の変更に関連する変更及び表記の修正

#### 4 これまでの経緯と今後のスケジュール

- 令和2年7月1日から7月15日まで 都市計画原案の縦覧
- 令和2年8月20日及び21日 公聴会の開催（東京都庁都民ホール）
- 令和2年11月13日付け 東京都からの縦覧依頼（別紙）
- 令和2年12月2日から12月16日まで 都市計画案の公告・縦覧
- 令和2年12月24日 港区都市計画審議会へ諮問
- 令和3年2月3日 東京都都市計画審議会へ付議
- 令和3年3月 都市計画変更